

# 15のいす

## これからの 刑事裁判

最高裁判所判事

堀籠 幸男



我が国の刑事裁判は、伝統的に、精密司法に基づく実体的真実の解明にあると考えられてきた。精密司法とは、精密な取調べに始まり、慎重な起訴を経て、精密な事実認定を伴う判決に終わる刑事手続きである。したがって、我が国

の刑事裁判においては、被告人の権利を保障しながら、被告人の行った具体的事実は何かについて、できる限りの確に、かつ、精密に解明することが裁判所の使命であると考えられてきた。我が国の社会も、国民の関心の高い刑事事件においては、犯罪の動機、犯罪の背景、経過、結果、社会的影響等を詳細に認定し、判示することを裁判所に期待している。

裁判員裁判の導入により、このような精密司法を今後も続けることは、難しくなった。裁判員裁判は、一般の国民が参加するものであるから、分かりやすい手続で、しかも簡潔でなければならない。裁判員裁判では、公判前整理手続により争点が絞られ、争点についての判断が中心となる。従来のように犯行の動機、経

過などに関し、詳細な事実認定を裁判員にしてもらうことは困難であろう。判決は、公訴事実が認められるかどうか、どのような刑が相当かを簡明な理由で示すことになる。これからの刑事裁判は、精密司法から核心司法に変革すべきであるといわれている。

このように、刑事裁判の内容に変化が生ずると、刑事裁判の正当性の根拠にも変化をもたらすことになるだろう。従来、実体的真実の解明こそが刑事裁判の正当性を担保するものであると考えられてきた。

しかし、裁判員裁判においては、一般の国民である裁判員が審理に加わり、裁判官と裁判員

が十分に協議した結果導き出された結論が裁判所の判断として示される。裁判員裁判は、国民の目には、納得のできる手続を経たものであること、すなわち手続的正義が実践されたものであると映ることになる。刑事裁判の正当性の根拠は、裁判員裁判を中心として、その重点が手続的正義の実践にあると考えられていくであろう。

(ほりごめ・ゆきお)

